

一宮市届出避難所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市地域防災計画に記載されている指定避難所及び補助避難所（以下「指定避難所等」という。）とは別に、市民が自主的に開設し運営する避難所を届出避難所として登録することにより、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、市民が自主的に避難することができる場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所として第5条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする施設)

第3条 届出避難所とすることができる施設は、公共施設を除く地域集会施設等、地域で避難所として使用することができる施設とする。

2 前項の施設は、想定される災害（風水害、地震等）に対して安全を確保できる立地、構造を有し、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に対応した施設とする。

(届出をすることができる者)

第4条 次条に規定する届出避難所の登録の届出をすることができる者は、町会長等の届出避難所の運営責任者とする。

(登録の届出等)

第5条 届出避難所の登録を受けようとする者は、届出避難所登録届出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。届出避難所となる施設の所有者が登録を受けようとする者と異なる場合は、所有者の同意書をあわせて提出するものとする。

2 市長は、前項の届出により届出避難所の登録をしたときは、その旨を届出避難所登録通知書（第2号様式）により、当該届出避難所に係る届出を行った者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により届出避難所として登録をするに当たり、開設に関する条件を付することができる。

(標識の設置)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた届出者（以下「設置者」という。）は、市が交付する標識を届出避難所の分かりやすい場所に設置するものとする。

(運営及び費用負担)

第7条 届出避難所は、設置者が自主的に開設し、及び運営することとし、市は、原則として職員の派遣を行わない。

2 大規模災害発生等により届出避難所の開設が長期化する場合又はそのおそれがある場合において、救援物資等が必要なときは、設置者は必要な物資の供与を市に要請することができる。

3 前項の要請があったときは、市は、当該要請に応じ、物資を供与することができる。ただし、供与する物資は原則設置者が指定避難所で受領することとする。

4 設置者は、前項の規定により供与を受けた物資を自己の責任により適正に管理するものとし、当該物資を目的外に使用してはならない。

5 第3項の規定による物資の供与を除き、届出避難所の開設及び運営に係る経費は、設置者の負担とする。

(開設及び閉鎖)

第8条 設置者は、届出避難所を開設したときは、その旨を市に報告しなければならない。

2 市は、必要と認めるときは、設置者に届出避難所の開設を要請することができる。

3 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を市に報告しなければならない。

4 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を市に報告しなければならない。

(指定避難所等との関係)

第9条 指定避難所等が開設されている場合においても、届出避難所を開設し、運営することができる。

(事故等の損害賠償等)

第10条 届出避難所の開設及び運営に伴い、事故等により損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。

(登録内容の変更)

第11条 設置者は、届出避難所の登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第12条 設置者は、届出避難所としての登録を廃止しようとするときは、届出避難所廃止届出書（第4号様式）により市長に届け出るものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。